

総務文教委員会

令和3年3月11日(木)

日 時 令和3年3月11日(木) 午前10時00分開会—午後 1時32分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 小川委員長、道工、坂原、辻下、和田、出口、奥野

欠席委員 反保

傍聴議員 竹原、中原、松尾、谷崎

出席理事者 田代町長、中口副町長、松岡副町長、古橋教育長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

澤教育委員会事務局教育次長兼指導課長

廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

窪田総務部理事兼財政改革部理事

寺田総務部理事

奥都市整備部長

阪本財政改革部理事兼税務課長

福井会計管理者

森まちづくり戦略室副理事危機管理監兼危機管理担当課長

寺田総務部副理事兼総務課長

内山財政改革課長

松井学校教育課長

小川教育委員会事務局副理事兼生涯学習課長兼青少年センター所長

川島まちづくり戦略室町長公室担当秘書課長兼政策推進課長

岩田総務部企画地方創生課長

竹原総務部人権推進課長

中田会計課長

佐々木都市整備部建築課長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

小川委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は7名です。反保副委員長については欠席届が提出されております。

理事者については、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話についてはマナーモードでお願いします。

また、理事者から説明事項がありますので委員会終了後引き続き協議会を開催します。よろしくをお願いします。

3月4日の本会議において本委員会に付託を受けました案件8件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れて発言をお願いします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第2号「令和2年度岬町一般会計補正予算（第10次）について」本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

松井課長。

松井学校教育課長 令和2年度岬町一般会計補正予算（第10次）のうち、総務文教委員会に付託されました案件についてご説明させていただきます。

委員会資料1ページをご覧ください。

初めに、歳入といたしまして16国庫支出金、2国庫補助金、小学校費補助金といたしまして959万5,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては淡輪小学校、深日小学校の普通教室棟の2階のトイレ改修を実施するために申請しておりました国の学校施設環境改善交付金の内定を受けたことに伴い、小学校トイレ改修事業費に充当するものです。補助率は3分の1となっております。

小川委員長 寺田副理事。

寺田総務部副理事 続きまして、総務管理費補助金としまして601万円の増額補正を行うものです。

備考欄の説明をさせていただきます。

内容につきましては歳出でご説明させていただきますが、個人番号カード利用環境整備費補助金300万9,000円のうち、会計年度任用職員管理費へ134万4,000円、総務課一般管理費へ163万8,000円、地域情報化推進事業費へ2万7,000円をそれぞれ充当するものです。

小川委員長 川島課長。

川島まちづくり戦略室政策推進課長 続きまして、地方創生推進交付金広域サイクルツーリズム事業といたしまして300万1,000円の増額補正を行うものです。

本交付金の充当先といたしまして、この後、歳出でもご説明いたします広域サイクルツーリズム事業に充当するものです。

内容といたしまして、国の交付金について増額要望が認められたことにより、300万1,000円の増額補正を行い、令和3年度への繰越しを予定しているものです。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 続きまして、19寄附金、1寄附金、小学校費寄附金といたしまして、5万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、国際ソロプチミスト大阪りんくう様より小学校に対し、図書購入用といたしまして頂きました寄附金5万円を小学校教材費に充当するものです。

小川委員長 内山課長。

内山財政改革課長 続きまして、20繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして1,940万7,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算の編成に必要な財源を計上するものでございます。

小川委員長 岩田課長。

岩田総務部企画地方創生課長 続きまして、2ページ目をご覧ください。

20繰入金、1基金繰入金、岬ゆめ・みらい基金繰入金といたしまして682万円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、例年大阪マリンフェスティバルを始めといたしました地域活性化事業及び深日港活性化イベント授業の開催に岬ゆめ・みらい基金を活用しているところですが、本年度につきましては新型コロナウイルス感染拡大により、それぞれのイベントが中止となったため132万円及び550万円を減額するものでございます。

なお、深日港活性化イベント事業については事業委員会の付託案件となっております。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 続きまして、2特別会計繰入金、深日財産区特別会計繰入金といたしまして945万2,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては歳出でご説明させていただきますが、小学校トイレ改修事業費に充当するものです。

小川委員長 川島課長。

川島まちづくり戦略室政策推進課長 続きまして、22諸収入、3雑入、雑入といたしまして2,283万5,000円の減額補正を行うものです。

内容としまして、海上サイクルルート利用料、こちらは乗船料収入でございます1,374万4,000円の減額、広域サイクルツーリズム事業負担金、こちらは洲本市からの負担金となりますが909万1,000円の減額。

令和3年度当初予算において予算措置を行うため、令和2年度につきましては不用額としてそれぞれ減額を行うものです。

充当先といたしまして、この後、歳出でご説明いたします広域サイクルツーリズム事業に充当するものでございます。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 続きまして、23町債、1町債、小学校債といたしまして940万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、小学校トイレ改修事業費に充当するものです。

以上、当委員会付託分、歳入合計といたしまして2,425万9,000円を増額補正するものです。

小川委員長 続いて、歳出の説明をお願いいたします。

廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 続きまして歳出でございます。

委員会資料の3ページをご覧ください。

2総務費、1総務管理費、一般管理費人件費、一般職としまして542万6,000円を増額補正するものです。

内容としましては、職員の早期退職の退職手当で、退職手当の支給対象者4名分を増額補正するものです。

同じく一般管理費人件費、一般職任期付職員としまして50万5,000円を増加補正するものです。

内容としましては、任期付長時間職員の任期満了による退職手当で、正職員の保育士の育休代替として雇用していたフルタイムの任期付職員2名分を増額補正するものです。

小川委員長 寺田副理事。

寺田総務部副理事

続きまして、さきに歳入予算のところで説明させていただきましたとおり、個人番号カード利用環境整備費補助金のうち134万4,000円を会計年度任用職員管理費に充当することに伴い、一般財源との間で財源更正するものでございます。

次に、総務課一般管理費につきましても、個人番号カード利用環境整備費補助金のうち163万8,000円を会計年度任用職員報酬に充当することに伴い一般財源との間で財源更正するものでございます。

続きまして、企画費の住民情報システム事業費としまして1,126万円の減額補正をするものです。

内容としまして、令和2年度に更新しました住民情報システムに係るリース料の確定に伴う不用額について計上するものです。

令和2年度当初予算においては住民情報システムの令和2年12月更新を想定し、令和3年3月までの4か月分に係る使用料及び賃借料を計上していました。

しかしながら、1回目の制限付一般競争入札が不調となり、予定期日での新システム稼働が困難となりました。

よって、再度の入札に際してはリース期間の開始を令和3年4月1日へと改め

ました。

この切替え完了までの4か月間においても事務を停滞させないため、リース期間が終了した既存システムを契約延長することにより、同期間中に新機器をリースした場合に要する額よりも安価となったため不用額が生じました。

小川委員長 岩田課長。

岩田総務部企画地方創生課長 続きまして、7企画費、地域活性化事業費といたしまして132万円を減額補正するものでございます。

内容といたしましては地域活性化事業の一部でございます、ときめきビーチで開催予定であった各種イベントが新型コロナウイルス感染拡大により中止となったため、事業費相当分を減額するものでございます。

小川委員長 寺田副理事。

寺田総務部副理事 次に、地域情報化推進事業費につきましても、個人番号カード利用環境整備費補助金のうち2万7,000円を充当することに伴い、一般財源との間で財源更正するものでございます。

小川委員長 川島課長。

川島まちづくり戦略室政策推進課長 続きまして、地方創生推進交付金事業費、広域サイクルツーリズム事業といたしまして海上サイクルルート業務委託料164万8,000円の増額、広域サイクルツーリズムプロモーション委託料92万9,000円の減額、広域サイクルツーリズム業務委託料20万円の減額、海上サイクルルート施設借上料51万9,000円の減額を行うものです。

財源といたしまして、地方創生推進交付金、乗船料収入、洲本市からの負担金を充当するものです。

内容につきましては、令和2年度においては7月1日付で運航中止の報道発表を行いました。

中止に至るまで深日港での船の接岸を3号岸壁に変更したことによる運輸局の検査や台船の借上料などでおおむね400万円かかっており、海上サイクルルート業務委託料から支出しております。

運航に係る委託料はこの経費から支出しておりますので、令和3年度の運航を行うため不足が生じないよう、歳出予算の振替を行い繰越しを行うものでございます。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 資料4ページをご覧ください。

10教育費、2小学校費、小学校トイレ改修事業費といたしまして、2,850万円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、現在、計画的に小学校のトイレ改修を実施しておりますが、このたび、国の学校施設環境改善交付金の内定を受けたことに伴い、本年度実施しております淡輪、深日小学校の普通教室棟1階のトイレ改修に引き続き、淡輪、深日小学校普通教室棟の2階のトイレ改修を実施するために必要な小学校トイレ改修工事設計業務委託料として淡輪小学校75万円、深日小学校75万円、合わせて150万円。

小学校トイレ改修工事監理業務委託料として淡輪小学校50万円、深日小学校50万円、合わせて100万円。

小学校トイレ改修工事、淡輪小学校1,300万円、深日小学校1,300万円、合わせて2,600万円をそれぞれ増額補正を行うものです。

なお、財源につきましては学校施設環境改善交付金959万5,000円、小学校整備事業債940万円、深日財産区特別会計繰入金945万2,000円を充当するものです。

続きまして、小学校教材費といたしまして5万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、国際ソロプチミスト大阪りんくう様よりいただきました寄附金5万円を淡輪小学校の図書購入費に充当するものです。

以上、当委員会付託分歳出合計といたしまして2,190万1,000円を増額補正するものです。

小川委員長 岩田課長。

岩田総務部企画地方創生課長 続きまして、繰越明許費といたしまして、総合計画等策定事業、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画564万2,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

内容といたしましては、総合計画等策定事業のうち、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に当たり、都市計画審議会にて審議などを行い、計画策定を進めるよう事務を行ってまいりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の状況などにより、都市計画審議会開催日程の調整などに時間を要し、年度内

での策定が見込めなくなったため翌年度に繰り越すものでございます。

小川委員長 川島課長。

川島まちづくり戦略室政策推進課長 続きまして、地方創生推進交付金事業、広域サイクルツーリズム事業といたしまして4,266万4,000円を翌年度へ繰越しするものでございます。

内容につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、令和3年度への運行をするに当たり、必要な経費を繰り越すものでございます。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 続きまして、小学校トイレ改修事業といたしまして5,250万円を翌年度に繰り越すものです。

内容といたしましては、今年度9月補正で計上し、国の内定を受けた多奈川小学校普通教室棟の2階、3階トイレ改修工事の設計業務を進めているところではありますが、改修工事につきましては、施工時の安全確保、騒音などによる教育環境の悪化が懸念されることから、長期休暇期間などを利用して施工することが望ましいと判断し、年度内の完了が困難であることから翌年度に繰り越すため繰越明許費に計上するものであります。

また、国の第3次補正予算で2月に内定を受け、今回、補正予算で計上しております淡輪、深日小学校普通教室棟の2階トイレ改修工事、小学校トイレ改修工事設計業務委託料、小学校トイレ改修工事監理業務委託料につきましても、同じく年度内の完了が困難であることから翌年度に繰り越すため、繰越明許費に計上するものであります。

続きまして、地方債補正追加といたしまして、小学校整備事業費について、限度額940万円の増額補正をするものです。

小川委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 3ページの、個人情報で答弁できなかったらいいんですけど、ここに一般職の退職手当で出てるんですけど、定年が来て60歳で退職かなと思ったら、違って、途中退職となっているんですけど、これ何年働いて退職するとなっているんですけど、今も言いましたように個人情報でその理由は言われたいというんだったら答弁結構ですけど、4人も一度に辞めるというのはどういうことかなと。

もし、こういう理由でと言えることがあったら言っていただきたいと思いますけど。

小川委員長 どうですか。廣田理事。

和田委員おっしゃってるように、もし個人情報に差し障るような答弁であれば結構でございますということです、答えられる範囲でお願いします。

廣田まちづくり戦略室理事 和田委員のご質問にお答えします。

今回の正規職員の退職手当支給者4名ということですが、退職の理由につきましては一身上の都合ということで本人のプライバシーもあり詳しいことは言えないのですが、ほかの職場を見つけた方もいらっしゃいますし、前職とのギャップに悩まれた方もいらっしゃると思います。

本人の気質とか資質とか、その他もろもろ複合的な要因はあったかもしれませんが、人事担当としまして早期退職を止められなかった、力が及ばなかったということは申し訳なく思うのですが、この経験を糧にして新たな職場で活躍されることを祈っております。

小川委員長 和田委員。

和田委員 新しいところへ行く人もあるし、また理由もあってというのですが、早期退職されるのはちょっと寂しいなということで、できるだけ辞めることのないよう努力していただきたいと思います。

小川委員長 答弁よろしいか。

和田委員 結構です。

小川委員長 他にございませんか。

坂原委員。

坂原委員 1点だけお聞きします。

広域サイクルツーリズム事業に関してですが、令和2年度はコロナの影響で事業ができなかったと。その分を令和3年度に繰り越すということでした。

参考までに、令和3年度の事業について、何か前年度、前々年度と事業内容、新たに取り組むとか、違う取組があったら教えてください。

小川委員長 川島課長。

川島まちづくり戦略室政策推進課長 こちら、全体としましてコロナ対策を万全を期して運航に臨みたいという思いです。

それと、令和3年度の事業につきましては昨今、官民連携による包括連携の協

定を結んだことによりまして、各駅にサイクルポート、自転車置き場を民間の力によりまして置いて、各駅から各駅とか、さんぼるたにもサイクルポートを設置して自転車に乗って次の駅で降りて電車で帰るとか、そういう取組を現在進めております。

ですので、洲本市から岬町へ来られて自転車に乗って岬町の中を周遊していただき、そういう事業を今、担当課で進めておりますので、岬町に来ていただいたら、新たな二次交通という形でサイクルルートを広めていきたいというところがあります。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 今も説明のありましたサイクルポートですか。

川島まちづくり戦略室政策推進課長 サイクルポート、自転車を各駅と。

坂原委員 それは3年度にできるのでしょうか。

小川委員長 松岡副町長。

松岡副町長 今、川島からご説明のありましたシェアサイクルというものでございます。

これは2月8日に官民連携事業研究所と公民連携福祉に関する協定書を結んで、その一環として取り組んでいる事業でございまして、今、説明のありましたとおり各駅にシェアサイクルを置いて、サイクルポート間では自由に乗り降りできるようなシステムでございまして、今、調整中ということで、今年度できるように取り組んでいきたいと思っております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 新たな取組をして岬町に来町される方が増えてくるという取組ですね、結構かと思えます。どんどん取り組んでいってほしいと思えます。

サイクルルートの充実という話もありましたけど、一般質問で確認しましたが、町内にサイクルルートが3ルートあるという話でした。

その3ルートというのは、一体どのように活用されているのかなと思うんですけど、確認しようがないのかしれませんが、町内の3ルート、サイクリストの人たちがどれぐらい利用しているのかとか、そんなの分かるかどうか分からへんけど、それを聞きたいのと、その3ルートをどんな形でPRしているのかなと思うんです。

サイクリストにそれが伝わらなかつたら意味がないわけで、その人たちを岬町

の3ルートにも呼び込むPRもせなあかんと思うんです。

船の運航もサイクルルートを通じてサイクリストを呼び込んで船を利用してこういう取組だと思っんです。

というのが、岬町にもサイクリストにどんどん来てもらえるように、岬町内のサイクルルートも発信してもらえるようにという取組がもう一つ必要なんじゃないかと思っんです。

でない、ただ単純に「サイクリストどんどん来てくださいよ」って来るのはいいけど、船に乗って向こうへ行ってしまえばっかりだと。

岬町内何もメリットがないといひますか、ただ他市へ運ぶだけのことになってしまったらあかんと思っので、地元の町内にあるルートの充実うのかPRうのか周知うのか、それと同時にこれ一般質問でも質問しましたけど、ルートの整備とか、その辺も総合的に取組んでいかなあかんかなと思っんですけど、どうでしょう。

小川委員長 松岡副町長。

松岡副町長 坂原委員のご質問にお答えします。

町内のサイクルルートのご案内という形はいろいろ岬町でもサイクルマップを作っておりますし、大阪府のマップもござひます。

そういったものを、私、行った先、フェリー会社であつたりとか旅客船事業者のところに配布するとともに、大阪だけじゃなくて兵庫であつたりとか和歌山の自転車ショップのほうにもマップを置かせていただひております。

そういった取組をまたさらに進めていきたいというふうにお思ひておりますし、さらに令和3年度の深日洲本ライナーの運航に当たっては町内を自転車で回つてるようなガイドツアーというものも企画していきたいとお思ひております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 ぜひ、取組を強化してやっていってほしいと思ひます。

小川委員長 答弁よろしいか。

奥野委員。

奥野委員 今回の補正で小学校のトイレの改修が予算2か所上がつておりますけれども、修理箇所をもう一度確認したいんですが、今回、多奈川と深日が2か所目ですか、予算組まれてますよね。

既にできているところは3小学校一つずつ、淡輪は2か所できてるんですかね。それだけ、まず確認させてください。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 現在、トイレ改修につきましては、完成されているところが多奈川小学校と淡輪小学校1か所です。

深日小学校は現在工事中になっております。それは全て1階のトイレとなっております。

今回、上げさせていただきましたのが、淡輪、深日の2階部分のトイレです。

トイレ改修をしている1階部分の真上に当たるトイレ改修になります。

多奈川小学校も完成されてる上のところを来年度繰越しで工事する予定となっております。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 令和3年度には各小学校2か所ずつきれいになるということですね、今のところ。

この前、我々も多奈川小学校を見学させていただいて、すごくきれいなトイレになってたので喜んでいたところですけども、まだまだ各小学校、ほかにもたくさんトイレがあるかと思うんですけど、その辺はまだ計画的にはないですか、それだけ確認させてください。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 計画的に進めております。来年度繰り越すのは2階トイレとなっております。

また、3階トイレも計画に入れておりますのでトイレ改修を進めていきたいなと思っております。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 かなりの予算が要ることになりますけれど、子どもたちも快適にトイレが使えると思いますので、順次進めていただきたいと思います。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、議案第2号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第5号「令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第3次)について」を議題とします。

本件について、担当者から説明を求めます。

寺田副理事。

寺田総務部副理事 資料5ページをご覧ください。

令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第3次)の件につきましてご説明させていただきます。

まず、歳入です。4繰入金、1基金繰入金、深日地区財産区基金繰入金としまして945万2,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、繰出金としまして、さきに一般会計で説明のございました深日小学校2階トイレ改修工事に充当するための財源調整でございます。

次に歳出です。2諸支出金、2繰出金、繰出金費としまして945万2,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、一般会計へ繰り出しするものです。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出ともに合計945万2,000円を補正するものです。

小川委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、議案第5号は、本委員会において可決されました。

議案第6号「令和3年度岬町一般会計予算について」、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入、歳出それぞれ分けて審議したいと思います。

それでは、歳入の審査に入ります。

本委員会の資料の6ページから13ページをご覧ください。質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 毎回同じことを聞きますけど、今日は聞きませんが。その中で町税の中で町のたばこ税、これ多分、吸う方も減っておると思いますんやけども、どれぐらいの増減があったのか。

それと、たばこの販売店の手持ち分課税分というのは販売店の手持ち品だと思えますけども、その詳細だけお願いしたいと思います。

小川委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 出口委員のご質問にお答えさせていただきます。

たばこの消費につきましては、愛煙家が減少している中、令和2年度の見込みでいきましてもかなり本数的には減少しています。

まだ、決算本数出てませんが、前年をやはり下回っておるという状況でございます。

ただ、税収があまり減少してないというのは、たばこ税の税率が上がっていったる状況でございまして、令和3年度10月におきましても、また税率が改正される予定になっています。

そういった面もございまして、税収のほうあまり差異がないようになってございます。

それから、手持ち品課税分につきましては、こちらにつきましては、先ほど申し上げました税率改正に伴いまして10月1日現在時点で手持ちされている分に対する課税ということになってございまして、その課税分に対する見込み額を予算化させていただいている次第でございます。

小川委員長 他にございませんか。

和田委員。

和田委員 6ページの固定資産税のところ償却資産2億7,190万円から、これはどこの償却資産になるのかな。

小川委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 和田委員の質問にお答えします。

償却資産につきましては、各事業所、商売等されてる個人もございましてけれども、その事業に係る減価償却の対象となる機器類、機械類等の、事業についての課税対象資産となっております。

小川委員長 和田委員。

和田委員 機械で2億何千万円も何するのかな。

小川委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 これは一事業者分ではございませんので、町内の事業所、事業者が所有する事業に必要な機器類、機械類等が償却資産となっておりますので、総額が償却資産税ということになってございます。

小川委員長 和田委員。

和田委員 大きい業者でないということなので、個人的に岬町全体でこれだけの償却資産になるということですか。

小川委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 町内の事業者全体の償却資産ということでございます。

ちなみに前年との比較ではございますけれども、前年が3億1,284万7,000円が予算ベースになってございますので若干減少してます。

この要因としましては、減価償却に伴う見直しに伴う減少ということになります。

それと税率が見直されますので、0.1%の見直しの影響が出てまいります。

和田委員 結構です。

小川委員長 他にございませんか。

坂原委員。

坂原委員 何点か確認させてください。

7ページ、一番上のゴルフ場利用税、これは、町内にゴルフ場は2か所あるのですが、参考までにどちらに幾らというのが分かれば教えてください。

小川委員長 まず、1点でよろしいか。

どなたが答弁されますか。

内山課長。

内山財政改革課長 こちらのゴルフ場利用税交付金ですけれども、おっしゃられてるように、大阪ゴルフとみさきカントリーの2か所分の大阪府が徴収しましたゴルフ場利用税について交付金という形で大阪府のほうから交付されているものになります。

委員おっしゃられているのは、金額の内訳のことでしょうか。

こちらの金額の見込み方なんですけれども、令和元年度の決算の額がございまして、その決算から大阪府の税務室でその伸び率を試算していきまして、その伸び率を参考にして出したものがこの4,223万8,000円ということになっておりまして、この金額ベースの内訳というのは持ち合わせていないということになっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 令和3年分の見込みの額の中では内訳が分からないということですね。

前年の実績で分かりますか。

小川委員長 内山課長。

内山財政改革課長 こちらの交付金の性質上、大阪府が徴収しまして町のほうに交付されてくるというものになりまして、決算ベースも令和元年度の決算の額というのが4,318万1,000円ということになるんですけれども、このベースでの内訳も町のほうでは持ち合わせていないということになっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 結構です。

次の質問ですが、8ページ、款16の国庫支出金、節1の小学校費補助金で理科教育施設整備費等補助金、それからその下、節2の中学校費補助金で理科教育

設備整備費補助金が上がっています。

これの内容とといいますか、ちょっと詳しいことをお聞きしたいんですけどお願いいたします。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 理科教育設備整備費補助金とは、理科教育を実施するための設備の整備等事業ということになります。

今回、深日小学校の百葉箱の購入費として上げさせていただいております。

中学校費のほうの理科教育設備整備費補助金につきましては顕微鏡5台を計上させていただいております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 何で質問するかというと、先日、多奈川小学校のプラネタリウムを見学してまいりました。

かなり年代もので取扱いも難しい、壊れると部品ももうないということで聞きました。

そのプラネタリウムなんかの修理とかそっちの維持関係が理科教育整備費に当たるのかなというのがありましたので聞いてみたのです。

全然金額違いますけど、そちらのほうで何か整備費が見込めるような、そんな話はあるでしょうか。プラネタリウムのことです。

小川委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 プラネタリウムにつきましては、多奈川小学校創設のときから設置されているものでかなり老朽化が進んでいるところではありますが、今のところ、プラネタリウムの改修に充当することのできる補助金について把握できていない状況でございます。

今後さらに大規模な改修が必要になってくることであれば、大阪府等々通じて補助金等探したいと思っております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 先日、多奈川小学校でプラネタリウム視察、見学したときも説明を受けましたけど、大阪府下でもまだプラネタリウムの設備を設置しているのはほんの数校しかないということですね、4校か5校という話でしたけど、その一つが岬町にあって、特色ある教育とといいますか、実際見せてもらってすごくいいものだと思います。

いました。

ぜひ多くの人にも見てもらったらいいと思うのです。

子どもだけじゃなくて、大人もぜひあれは見学したらいいと思います。初めて見せてもらって思いましたら。

なので、ぜひ維持できるように、補助金なんかも今後見つけていって整備して  
いってほしいと思います。

その件はそれでいいです。

次の質問、9ページですが、これは初めてだと思うのですが、節4小学校費補助金、  
スクールサポートスタッフ配置事業というのがあるんですね。その下に中学校もある  
のですけど。

スクールサポートスタッフというのは初めて聞く言葉かなと思うんですけど、  
この内容についてお聞きしたいと思います。お願いします。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 スクールサポートスタッフ配置事業費補助金としまして、新型コロナ  
ウイルス感染症対策で、学校内の消毒やトイレ清掃に来ていただいている委託料  
として計上させてもらっています。教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への  
指導や教材研究に注力できるようスクールサポートスタッフとしましてトイレ清  
掃や消毒などをサポートするという事で各学校に入れさせていただいておりま  
す。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。次の質問です。10ページになります。

款18財産収入のところで、節1土地建物貸付収入とあります。ここで、地方  
創生課分で土地貸付収入があるんですけど、この収入はどこの土地の分か、教え  
てくれますか。

小川委員長 岩田課長。

岩田総務部企画地方創生課長 こちらの土地貸付収入につきましては、多目的公園にご  
ざいます企業からの貸付収入になってございまして、ユーラスエナジー岬さんとク  
リスタルクリアソーラーさんの貸付金となっております。

小川委員長 他にございませんか。

出口委員。

出口委員 1点だけお聞きしたいと思います。

少ない金額ですが、9ページの最後の委託金なんですけども、移譲事務交付金で2万7,000円が新たに所有した土地の確認事務となっておりますが、これは町有地で新たに所有した土地になってくるのか、その辺の詳細をお聞きしたいと思います。

小川委員長 寺田副理事。

寺田総務部副理事 委員お尋ねの移譲事務交付金、新たに生じた土地の確認事務でございますが、おっしゃいますように町の土地でございます。

内容といたしまして、町、字の新設等に関する事務につきまして交付されるものでございます。

この場合、事務処理件数が発生していない場合でも委譲事務の執行に伴う固定経費の時間数といたしまして人件費相当が交付されます。

小川委員長 出口委員。

出口委員 字という形なんですけども、これは何か所かあるんですか。その辺、もう少し詳しく教えてもらわないと分からないので教えてもらえませんか。

小川委員長 寺田副理事。

寺田総務部副理事 この場合、新設ということになりますので、数量的には限定しておりません。あくまでも新設された場合ということで要求するものでございます。

小川委員長 西部長。

西総務部長 この、新たに生じた土地というのは具体的に言いますと、例えば埋立てが行われて土地が発生したとき、その土地の区画を確定する作業を行うこととなります。

それを今まで大阪府がやってたんですけれども、権限移譲の中で岬町に移譲されておりますので、埋立て等で土地が発生したときに、その土地をどの町の区域に入れるとか、そういう作業をする事務手続になります。

今のところ、新たな土地の発生はございませんので、実質的には件数はないんですけれども、そういう事務を受け取っているということで一定の額をいただいているということになります。

小川委員長 出口委員。

出口委員 私も初めて上がってきたのかなと思うのですけれども、ということは2万7,

000円上がるということは、今年度にどこかが上がってくる可能性があるのですか。

小川委員長 西部長。

西総務部長 この新たな土地については、通常、事務を受け取っているということでいただいているお金でございまして、件数が生じますと、これよりもさらに上乘せされる形になります。

今のところ、岬町で埋立て等の予定はございませんので、来年度については事務的に具体的に作業が発生するというものではございません。

小川委員長 他にございませんか。

奥野委員。

奥野委員 今回、町税初め、かなり減額になっていると思うのですがけれども、総額的には令和2年と3年と同じように74億円余りの枠組みをいろいろ調整もしていただいて大変だったと思うのですがけれども、町税初めゴルフ場利用税なり国庫支出金なりかなりの減額という形となっておりますけれども、それは補填を国の地方交付税で2億何がしの補填をいただいて帳尻を合わせたというふうに理解しておけばよろしいのでしょうか。

小川委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 予算総額とその内訳についてのご質問かと思えます。

委員おっしゃいますとおり、景気が、特にコロナの影響等により、税収が大きく落ち込むということについては主要企業が少ない岬町と同様に全国的な傾向だということがあります。

それと併せまして、超過税率の解消であったりとか、そういった要因もございします。

景気が大きく冷え込んでいるという中で、地方公共団体は一定のサービスの水準を保つ必要があることから、議員おっしゃいましたとおり、地方交付税や、地方交付税の代替措置と言えます地方財政対策債という起債によりかさ上げ措置がなされております。

また、地方財政計画というのがありまして、地方財政計画で景気の動向を踏まえて総務省がつくっているのですが、その伸び率などを勘案しまして地方公共団体ではそのような情報を基に予算を編成するものでございます。岬町におきまし

ても、そのような伸び率を踏まえまして、先ほど言いました地方交付税なり臨時財政対策債などの金額の計上を行っているところでございます。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 まだまだやりたい事業があったけれども、かなり抑え込んだの予算組だったように思いますけれども、こういうコロナ禍で景気もどうなってくるかなというところがまだまだ見えませんが、やはりコロナが収束して、オリンピックもやりたいので日本全体が活気づくようにならないとどうかなと思いますけれども、町長はじめ、これからみさき公園はじめ関連の跡地問題とか、そういう大事なものをともに頑張って町税を増やしていくというような岬になっていくように頑張りたいと思います。

小川委員長 答弁よろしいか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで一般会計、歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず議会費について。予算書の54ページから57ページをご覧ください。

質疑ございませんか

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで議会費についての質疑を終わります。

続いて、総務費に入ります。

予算書の56ページから83ページをご覧ください。

ただし、64ページ、65ページの目「6. 交通安全対策事業費」、64ページから67ページ目「7. 企画費」の節「8. 旅費」、「10. 需用費」、「11. 役務費」、「13. 使用料及び賃借料」のうち産業観光促進課分、74ページから77ページの項「3. 戸籍住民基本台帳費」は他の所管ですので、除きます。

質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 75ページの町税費のところ、町税過誤納金の償還金、これ最初からこういうように返却するというので480万円と載っているんですけど、これに対して、そういうように出るからと見込んでいるのか、どういう見込みで480万円出しているのか、答弁願います。

小川委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 和田委員のご質問にお答えします。

償還金利子及び割引料、町税過誤納償還金480万円につきましては、例えば確定申告等で医療費控除で遡って、今は令和3年ですけれども、5年間最大遡りは申告は可能でございますので、そういった遡り申告をされた場合に町税も控除が発生します。

そういった場合に還付する必要があるございますので、町税過誤納償還金という項目を設けて還付事務をするための償還金でございます。

小川委員長 和田委員。

和田委員 分かりました。

そうですか。5年間遡っての確定を見ているということですか。

どうも、ありがとう。

小川委員長 他にございませんか。

坂原委員。

坂原委員 何点か確認させてください。予算書59ページです。

59ページの節13使用料及び賃借料、ここで幾つか項目上がっていますが、前年度に計上されていたものが今年度なくなっているものがありました。

財務会計システムリース料、人事給与システムリース料という項目がなくなっているんですけど、何でかなと思うのですが、その説明をお願いします。

小川委員長 内山課長。

内山財政改革課長 まず、財務会計システムリース料についてですけれども、こちらについては今年の2月末でリース期間が満了したために、令和3年度の当初予算ではリース料計上していないということになっております。

小川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 人事給与システムリース料の関係のことです。

人事給与のシステムに関しましては、令和2年度更新ということだったんです

けれども、ちょっと予算の関係で現行の機器を利用してそのまま継続して機器を使うということで、全体的に減額ということで今回なっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 財務会計システムリース料はリース期間が終わったので令和3年度は計上していないということですけど、リース期間が終わったということは、もうこのシステムを使わないということですか。それとも、買い取ったということですかね。どうですか。

小川委員長 内山課長。

内山財政改革課長 こちらのリース契約についてなんですけれども、リース開始が平成28年3月1日からということで、5年間の長期継続契約ということでリースを行ってございました。

このリースの支払いが終了した後も、所有権は岬町ということになりますので、リース料の支払い自体は終了してるんですけれども、来年度以降も継続使用するという事で考えております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 その件は分かりました。

続いて質問を行います。

63ページの節13使用料及び賃借料、ここも同じように以前入っていた項目が今回ないようなのがあるんですけど、庁舎空調設備機器リース料というのが今回入ってないんですが、空調設備リース期間が終わったということですけど、現状どうなってるんでしょうか、答弁をお願いします。

小川委員長 寺田副理事。

寺田総務部副理事 お尋ねの庁舎空調機器のリース料ですけれども、こちらにつきましてはリース期間終了いたしまして町に帰属する形となっております、今後とも引き続き利用する予定ではございますが、現在、新機器等の導入は考えておりません。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 これは確か去年の上半期ぐらいでリース期間は終わっているのかなと思うんですけど、かなりこれ古いですよ、機器が。修繕費もかかっていると思うんですけど、そのまま修理しながら使っていくということですかね、確認です。

小川委員長 寺田副理事。

寺田総務部副理事 委員おっしゃいますように、令和2年6月末でリースは終了しておりますので、今後は修理等を含めて継続して使用していきたいと考えております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 庁舎自体が古いですから、同じように修理しながら長持ちできるように使っていきたいと思います。

次の質問です。67ページです。

67ページの節12委託料、一番上です。

これは、一番上に住民情報システム改修委託料とあるのです。この改修の内容というのをお聞きしたいというのと、その下、アンケート行政手続電子申請システム導入委託料、これは新規事業だと思うんですね。これは多分、行政のデジタル化に伴って必要な措置でやっていると思うのですが、内容を教えてください。お願いします。

小川委員長 寺田副理事。

寺田総務部副理事 まず1点目、住民情報システム改修委託料につきましては、内容は社会保障税番号制度データ標準レイアウト版改正。システムに合わせた資料のレイアウトの改正をするための委託料となっております。

続きまして、電子申請システム導入委託料でございますが、こちらは実際に電子申請アンケート等行政の手続につきましてデジタル化は本町でも促進しておるところでございますので、それに対応できるよう、オンライン化を推進するための費用となっております。

このシステムにつきましては、共同導入団体6市2町で導入されるものと考えております。

その団体といたしましては、枚方市、寝屋川市、泉佐野市、摂津市、交野市、大阪狭山市、河南町、そして岬町となっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 2点目の行政手続の電子申請システムの導入をするということですが、それがいつ導入できて、いつから実際に住民が利用できるようになるのか、それが利用できるようになったら何ができるのかを教えてください。

小川委員長 寺田副理事。

寺田総務部副理事 今回、導入いたしましたシステムですけれども、L o G o (ロゴ) フォームというものを使っておりまして、現在、本庁内で行っております申請の手続だとかに実際使っております、総務課でも今回、タケノコ掘りの募集にも利用させていただいております。

そして、住民の方に向けて総務課として発信しておりますのはタケノコ掘りから行っておるところですけれども、現在、本日までに電子申請で43件、はがきで9件と、現状では電子申請を多くご利用いただいているような状況でございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 電子申請で住民がどういう行政手続を電子化でできるんですか、それを聞いてるんです。

具体的な、住民がどういう手続できるのかということです。

小川委員長 西部長。

西総務部長 今現在、本格的な運用については4月1日以降になるんですけれども、1月ぐらいから、試験運用をさせていただいております、今、寺田のほうがいきましたタケノコ掘りの募集とか、それから空き家相談会に参加される方が書類をわざわざ役場に持って来なくてもQRコードを読むことで申込みの申請フォームのほうで手続できるようになりまして、タブレットとか携帯電話のほうから申込みができるようになっております。

それから、今、いきいきパークの広場の利用申請、これも導入しております、ホームページからアクセスしていただきますと申込みフォームが開きまして、そこから申込みができるという形になっております。

具体的にどういうふうなことができるかということ、今まで役場へ来ていただいて施設の使用の申込みが、役場に来なくてもタブレットとか自宅のパソコンのほうから使用の申込みができる。それから、アンケート、イベントへの参加、こういうのを電話とか郵便とか、そういうのを使わなくても携帯とかそれから自宅のPCそういうものから申込みができるということになります。今、いわゆる接触の機会を減らすということが言われておりますけれども、役場へ来庁していただくなくても自宅から申込みができるということになってまいります。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 使用、利用するときの申込みの申請ということですね。

それから住民アンケートなんかも電子申請できるよと、紙じゃなくてパソコンとかタブレットでできるということですけど、例えばアンケートでしたら、全てアンケート、要するに役場が行う全てのアンケートに使えとか、一部だけということですね、申込みの申請も利用するのに申込みせなあかんという、そういうのが何か所あるのか分かりませんが、全てできるのか、部分しかできないのかという、その辺のところはどうでしょうか。

小川委員長 西部長。

西総務部長 基本的には、各課のほうで順次手続の対象を広げていきたいと考えております。

ただ、電子システムになじんでる方ばかりでございませぬので、引き続き紙ベースでの申込み、こういうのも併設しながらやってまいりたいと考えております。

アンケート等もできる限りそういう電子申請を可能にしていきたいと考えておりますけども、全てを移行するのではなくて並行して、両方できるようなシステムで運用してまいりたいと考えております。

今後、どういうふうなシステムで、どういうふうな申込み等でできるかというのは各課のほうに頑張ってもらって、どんどん広げていきたいと考えております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 時節柄、非常に結構かと思えます。

それを、住民に対して周知、PR、それはいつごろからどうするのか、それだけ教えてください。

小川委員長 西部長。

西総務部長 住民の方につきましては、ホームページとか、それから岬だよりとか、そして、例えばイベント開催するときの募集のチラシに電子申請も可能ですということで、電子申請もできるだけ簡単にできるようにQRコードを付けさせていただいて、それを読み取ることで申込みフォームへつなげるようにという、簡単な手法で進めてまいりたいと考えております。

また、昨日、坂原委員からご提案いただいたLINEとかも、積極的に活用し

ながらPRをしていきたいと考えております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。結構です、よろしくお願いします。

この総務費の中では最後の質問です。

71ページです。節18負担金、補助及び交付金ですが、ここで企画地方創生課のほうで岬町への定住支援、若者の呼び込み、いろいろな策で考えてやってくれています。

幾つか項目あるのですが、これの過去の実績をお聞きしたいんですけど、幾つか言いますと、結婚新生活支援事業補助金が何件あったのかということですね。

それから新築住宅取得補助金、中古住宅取得補助金、賃貸住宅家賃補助金、空き家再生事業補助金、今の5件について過去に、直近の年度で分かるものがあれば何件あったのか、参考までにお聞きしたいと思います。

今すぐ分からなければ後ほどでも結構です。

小川委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 坂原委員のご質問にお答えします。

初めに、結婚新生活支援事業補助金につきましては、2月24日現在になるんですけど1件申込みがありました。

続きまして、新築住宅取得補助金については15件の申込みがありました。

中古住宅取得補助事業につきましては4件、民間賃貸住宅家賃補助事業につきましては4件、岬町空き家再生事業につきましては4件となっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 件数、これが多いのか少ないのか判定しようないですけど、でも実際に、こういう制度に伴って利用してくれている人がいるということは入ってきてくれる人がいるということですね。

今後も積極的にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

小川委員長 和田委員。

和田委員 67ページの下から3行目、KIX泉州ツーリズムビューロー負担金となっておりますけど、これ、どういう事業になっているのかと、岬町にこれで何かメリットがあるのかどうか、その2点、よろしくお願いします。

小川委員長 川島課長。

川島まちづくり戦略室政策推進課長 こちらのK I X泉州ツーリズムビューローの負担金といたしまして、堺市以南の9市4町で構成される団体、広域行政している団体でございます。

大まかな内容としましては、K I X泉州マラソンでありますとか、インバウンドの誘致、広域行政。岬町につきましては、来年度、岬町の中のサイクルルートを構築しまして紹介していただけると聞いております。

小川委員長 和田委員。

和田委員 岬町、今、メリットは何かと聞いたんですけど、来年には何かちょっと出れるところがあるということですか。

結構です。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 2点お聞きします。

予算書63ページの節12企画費、総務課の一番上と2番目のPCB収集業務委託料とその下、処分委託料ですね。

これは庁舎内でのPCBが含まれた何かを処分するというようなことかなと思いますが、その辺、再度説明をお願いします。

小川委員長 寺田副理事。

寺田総務部副理事 今回、PCBの処理としてあげておりますのが、令和元年度中に回収しました分でございます。

令和元年度中に交換器と交換しましたところ、それについて処理業者が順番待ちとなっておりますので、令和2年度中に処理できず、令和3年度には必ず処理できるということで業者との打合せは終わっております。

ですので、今回は改めて令和元年度以降に発生したものではありません。庁舎内で保存しております。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 ちなみに、どういうものにそれが含まれているものなんですか。

小川委員長 寺田副理事。

寺田総務部副理事 含まれているものは、蛍光灯の安定器です。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 かなり庁舎内でもたくさんあるかと思いますが、それを今、どこかに

保管しているということですか。

小川委員長 寺田副理事。

寺田総務部副理事 処理が必要な安定器とPCBを含む機器につきましては安全な収納の容器に収めまして、本庁舎の地下に保存しております。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 適切に処分していただくようお願いしておきます。

もう1点、69ページの節7報償費、出産祝金事業報償費として、これは祝いを拡充されるようには聞いておりますが、1子、2子で5万円を10万円、3子目を20万円と全て倍になっておりますけれども、今年度の実績と来年度見込み数をお教えてください。

見込みというか、予算でどれぐらいの人数組んでいるのか。

小川委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 見込みなんですけど、直近では2月末で48件を見込んでおります。

それと、予算ベースでは第1子、第2子を40件、第3子以降16件見込んでおります。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 これでいくと48件と56件、若干、これで増えるかなという見込みだと思えますけれども、担当課のほうではどれぐらいの思いでやっていますか。

小川委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 まず、子どもが増えることにつきましては、本町においてやっぱり若年層が減っている中でメリットかなと思っております。

補助金につきましては、1子、2子を5万円から10万円、3子以降10万円から20万円ということで、倍にするということで思い切った施策だなと思っております。

実績なんですけど、特に3子以降が思ったより多いのかなと感じておりまして、結構、1人の子どもの方が多いようなイメージを持ってたんですけど、申請に来られる方が予想外に3子以降が多いというのを実感しております。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 今、寺田理事から言われたように、出産祝いをこれだけ高額いただいたら親御さんも大変助かるかなと思いますので、期待しております。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで、総務費についての質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

予算書の92ページから95ページの目9文化センター費をご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 93ページです。

節7報償費の中に巡回見守り事業報償費とあります。これの内容をお聞きしたいというのが1点。

それから、節12の委託料、総合生活相談事業委託料とあります。これについて相談員は何人いてるのか。また、相談の実績、それをお聞きしたいと思います。その2点、まずお答えください。

小川委員長 小川副理事。

小川教育委員会事務局副理事 まず、見守り事業の報償費ですが、基本的には65歳以上の独居老人の方々の見守りをさせていただいているところでございまして、歳出につきましては、月に2回から4回、2人一組で見守りをされています。

予算計上の内容につきましては、4人掛ける1回につきまして2,000円を月4回、12か月分の38万4,000円を計上しております。

ちなみに、人選につきましては、やはり独居老人ですので、資格等、回っていただく方の資格等要件は特にはないのですが、やっぱり顔見知りということと有償ボランティアとしてご活躍いただく方を人権協のほうで人選をしてるということです。

続きまして、生活総合相談の委託料につきましてですが、多奈川と淡輪それぞれ相談の場所がございまして、延べで4名の方々が相談業務に当たっていただいています。

参集につきましては、1回につきまして6,500円を令和3年度につきましては197日を相談業務としてやっていただくということで委託料としております。

ちなみに、令和2年12月現在ですが、コロナの影響もあって、通常の場合で

すと大体15件ぐらいですが、昨年12月現在につきましては今のところ7件と  
いうことで実績として上げています。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 巡回見守りの件ですけど、見守りに行くほうの人は4人ということではないので  
すか。

小川教育委員会事務局副理事 そうですね、2人一組で行きまして、2回に分けていきま  
すので全員で4名です。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 4人は固定ということではないのですかね。

分かりました。

それから、その下の節14工事請負費、文化センター改修工事とあるんですけど、説明聞いたかなと思ったんですが、内容もう一度お聞きしたいと思います。

小川委員長 小川副理事。

小川教育委員会事務局副理事 文化センター改修工事の内容等について説明させていただ  
きたいと思います。

これにつきましては、いわゆる隣保館事業を実施している施設、私どもでいい  
ますと文化センターにありまして、そのいわゆる改修事業に対して国からの補  
助金が出るということで歳入でも計上させていただいていますけれども、国のほ  
うが2分の1、大阪府が4分の1ということで、全体の総額として515万5,  
000円、工事の内訳につきましては、文化センターと青少年センターの間に階  
段のスロープがございます。令和2年度に健康診断も含めて両方をまたいで事業  
を開始するということもありまして、以前に文化センターの事業で転倒し、骨折  
された事情もありまして、そこは解消したんですけれども、今回、新たに利用者  
の方から非常に危ないというお声もいただきましたので、まずこれが129万8,  
000円の工事費の内容です。

それに加えて、既に文化センターにつきましては昭和45年以降続いていますから  
老朽化も含めて著しいところがございますが、とりわけ空調が昭和48年当時  
のものでかなり故障も著しいということで、この補助金を活用して文化センター  
の集会所も含めたエアコンの改修工事ということで計上させていただいておりま  
す。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 確かに、文化センターの隣の施設とのつなぎは使い勝手が悪かったですよね。  
今回、これはいいことだと思います。

今、ありました補助金が幾らか、2分の1と4分の1、総額がこの金額ということですかね。この金額から4分の1と2分の1が補助金ということですかね。  
分かりました。それは結構です。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで民生費についての質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。

予算書の132ページ、133ページの目6葛城修験日本遺産活用推進事業費のうち節7、報償費(生涯学習課分)をご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで商工費についての質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。

予算書の150ページから155ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 予算書155ページ、節12の委託料、避難行動要支援者名簿システム保守委託料。

これの内容の説明をお願いします。

森危機管理監。

森まちづくり戦略室副理事危機管理監 坂原委員のご質問にお答えをさせていただきます。

避難行動要支援者名簿システム保守委託料につきましては、システムを導入いたしまして避難行動要支援者の管理を行っておりまして、お住まいのところを地図データ等に落とし込んで運用しております、そのインストール、あと維持管理等の保守委託料となっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 これは災害発生時とかの避難が必要なときに避難するのに支援が必要だという人の名簿だと思うんですけど、町内の避難行動要支援者の対象者何人いてるのか、その名簿は何人挙がっているのか。

去年、令和2年度には何人の人が増えたのか、それをお聞きしたいと思います。

小川委員長 森危機管理監。

森まちづくり戦略室副理事危機管理監 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、対象者が3,504人ございます。登録されている方は909名いらっしゃいます。

今年度、325名新たに登録をいただいて増えたという状況でございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 これは万が一の場合に避難行動するときに、1人では避難できない方ということですね。

なので、これは早急に進めないかん事業だと思うのですが、もちろん本人が登録を望まなければ進まないわけですが、もっと早急に進めないかんと違うかなと思うのですが、その取組はどのようにされているのでしょうか。

小川委員長 森危機管理監。

森まちづくり戦略室副理事危機管理監 ご質問にお答えさせていただきます。

避難行動要支援者名簿につきましては、毎年、福祉部局あるいは住民課のほうからデータをいただいて、新たに対象になった方にも通知を送らせていただいて登録者数を増やすことをさせていただいております。

また、福祉部局の窓口において新たに身体障害者手帳等を取得された方についてもこういう制度があるよということで周知をさせていただいております。

今後も登録者数を増やすように自治区長連合会、あるいは民生委員児童委員協議会などにもこの登録制度についてご説明をしてご協力を賜りたいと思っております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 ぜひ、その取組を進めていただきたいと思います。

その名簿を登録してもらった人については、避難行動を支援する支援計画がなかったらあかんと思うのですが、名簿だけでは駄目だと思うのですが、その先が必要ですね。その取組、どこまで進んでいますか。お答えください。

小川委員長 森危機管理監。

森まちづくり戦略室副理事危機管理監 ご質問にお答えをさせていただきます。

避難行動要支援者名簿の登録制度、その中には個別支援計画というのがございます。

個別支援計画につきましては、将来的にやっていかないといけないことはもちろん重々承知しております。

今現在、同意をいただいた方の名簿を民生委員児童委員協議会にお渡ししておると、あと社会福祉協議会にもお渡ししております。

自治区のほうにも今、働きかけを行って、その名簿をお渡しする自治区を増やしていくことをしております。

今後、個別支援計画につきましては、ここ数年来、自治区の説明会、各地区の区長会等にお伺いしてご説明をさせていただいて、ぜひ、個別支援計画を策定してくださいということで、これ、行政でやるというよりも、どちらかという自治区主導で行政がバックアップするというような形が、他の市町村でもそういう形でやっておりますので、いろいろご説明して計画を策定してください、個別支援計画をつくっていただくということでお願いをしておりますけども、現状、まだ個別支援計画の策定に至ったというような自治区はございません。

今後とも、自治区長会連合会等に働きかけを行って、できるだけ速やかに計画策定に持っていきたいと考えております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 この名簿システムというのは、登録していただいた方の名簿に関しては、例えば大きな災害が起こって救助とか、例えば警察、自衛隊が出動して、その地域に住むその人たちを救出せなあかんというときにこの名簿システムに登録した人の名簿は、例えば自衛隊なら自衛隊に渡して、この住所にこの人がいてると、だから救助してよという、そういう名簿だと理解しているんですけど、それはそれで登録する人を増やしていくというのも必要ですし、さきにある避難行動計画ですね、これはもちろん町が全部するものではありません、できませんしね。

しかし、それは町が啓蒙しながら進めていかないと、地域では勝手にそういう発想もないですし進んでいきませんよね。町からの積極的な働きかけがなければ余計進まないと思うんです。

自治区にお話しするけど、関係団体にお話はしているけれども、誰も動いてくれへん、そういう事情が多分現状でしょう、あると思います。

だけど、それは向こうへ預けるのではなくて、こちらからしっかりとその必要性は説明して理解してもらって進めていくのはこっち、町としてもっと関わっていかないかなのかなと思うのですけど。

その辺の考え方をお聞かせください。

小川委員長 森危機管理監。

森まちづくり戦略室副理事危機管理監 委員おっしゃるように、避難行動要支援者名簿につきましては、災害が起こった発災後については消防署とか警察署、自主防災組織等の避難支援等関係者という方々に配布して、それで安否確認をしていただくというのは法律でできるようになってございます。

その前段の、平時における名簿の使い方ということで、これは本人の同意がない限りその情報は公表できないというところで、そこで同意いただいた方について名簿をお渡ししたり、それに基づいて個別支援計画を策定をお願いしたりということが進んでおるところでございますけども、ここ数年来、ちょっと自治区のほうにお伺いして策定をお願いしておったんですけども、実質まだ策定した自治区がないという状況の中で危機管理担当としましても、当然、来年度もその自治区への働きかけ、それとバックアップ含めて行って、できるだけ早く、少しでも個別支援計画が策定されるように努力してまいりたいと考えております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 なかなか事業はそんなに簡単に進むことはありませんし、難しいことだと思っています。

しかし、人命を守るという意味でも大事なことなので、難しい中ですがぜひ取組を進めていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 予算書151ページの節需用費、この需用費は消防団の需用費ということでよろしいんですかね。

小川委員長 森危機管理監。

森まちづくり戦略室副理事危機管理監 151ページの需用費、こちらにつきましては消防団に係る需用費でございます。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 その需用費の中の消耗品費が来年度はかなり増額されているんですけども、その内訳というか、教えてください。

小川委員長 森危機管理監。

森まちづくり戦略室副理事危機管理監 ご質問にお答えします。

来年度、その消耗品につきまして、今年度と比較して大幅に上がっている理由としましては、消防団の活動服というのがございますけども、新基準の活動服というものを平成30年度に予算を取っていただいて新活動服1着目を購入いたしました。

このたび、活動服が1着ではこの前の淡輪地区で起こったような山林の捜索なんかで汗をたくさんかいて、洗濯が間に合わないというような事象もありましたので、やはり活動服数着持つておくべきということで新活動服の2着目を全団員に予算措置をさせていただいたということで大幅に増額しております。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 分かりました。

昨年でしたか、山の捜索もかなり、3日ほど入っていただいて皆さんご苦労いただいたと思うのですが、その下の食糧費、これは分団に配られる食糧費だと思うんですが、去年は台風が幸いなかったのであれでしたが、雨風の中を出動いただいて体も冷えますし、この費用で足りてますか。

小川委員長 森危機管理監。

森まちづくり戦略室副理事危機管理監 ご質問にお答えさせていただきます。

こちらの需用費の中の食糧費7万1,000円でございますけども、こちらの食料品については大阪府消防大会のときのお弁当代ですとか、訓練時の飲み物代というところで7万1,000円、おおむね大阪大会の弁当及び飲み物代というのがほとんどで、消防団員の水防活動とか火災活動時の食糧費という意味合いで申し上げますと、153ページに、今年度から予算措置いただいているんですけども、消防団消防水防活動補助金というのがありまして、これ1人1,000円分で、今回、消防団員が110名ということで全て報酬等も計算してますので、それで1,000円掛ける110名で11万円ということで、こちらのほうが水防活動時の食事代とか飲み物代、あるいは消耗品とか、そういうもので使っていた

だくという前提で、こちらのほうに予算措置をさせていただいております。

小川委員長 足りているのか足りていないかという回答は、足りているという回答でよろしいか。

森まちづくり戦略室副理事危機管理監 はい。令和2年度につきまして、台風等の水防活動があまりなかったという状況でございますけども、その代わり淡輪の捜索とか、火災等もありましたので、その中で十分足りている状況でございます。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 消防のほうはそれで足りているということですので、同じページの153ページの下、需用費は職員さん方の出動いただいたときの食糧費だと思うんですが、これ、わずか3万円という数字になっておりますが、以前はなかったと思いますが、わずか付けていただいているんですが、これも台風が去年はなかったですけれど、これで足りてないと思うんですが、いかがですか。

小川委員長 森危機管理監。

森まちづくり戦略室副理事危機管理監 ご質問にお答えをさせていただきます。

災害対策費の食糧費について3万円という金額、以前は災害対策本部の活動時の食糧費というのはございませんでした。

数年前から3万円の予算をつけていただいて運用しておる中で、例えば平成30年度なんかは台風もたくさん来ましたし、大雨もあったということで、その中で3万円では足りない状況がありました。今年度についてはそういう水害等もなかったので足りている状況ではありますけども、なかなかこの増額というのは難しいんだと思うんですけども、今後とも状況を見ながら予算措置をしていきたいと思っております。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 この食糧費はもっと付けていただいてもいいんじゃないかなと思います。

それと、その上の管理職特別勤務手当、これも今までなかったのですが、これは当然つけるべきだと私も以前からお願いして、同じように付けていただいているので、これは結構かと思います。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで、消防費についての質疑を終わります。

続いて、教育費に入ります。

予算書の154ページから181ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 2点だけお聞きします。

予算書157ページです。

節12委託料、指導課の中で文化芸術育成事業委託料として計上されています。

この項目の内容の説明をお願いします。

小川委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 文化芸術育成事業につきましては、平成30年より車いすダンスを通じて障がい者理解教育を推進するために実施しているものでございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 これは、私も見学させていただきました。

車いすでダンスのショーをされるのですが、それと同時に、車いすに乗って、障がい者の方が自分の体験を通じて障がいを持った自分が今までどんな人生を歩んできたのかとか、そんな話がございました。

これは非常に感動的なすばらしい内容だと思います。

子どもたちにとっても障がいのあるなしにかかわらず多様性を持った人たち、違いを持った人たちがつながっていくんだという、いろんな意味の啓発になると思うし、これはいい事業だと思います。

ただ、これ残念なのが、参加というか、見学する人が結構少なかったんですね。

あんなにすばらしい内容で、もっともっといろんな人にこれはぜひ参加してもらいたいと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

今年の参加対象といいますか、参加人数といいますか、募集というか、それはどう考えてますか。

小川委員長 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

この事業につきましては、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまし

て事業の実施を見送っております。

昨年度は学校だより等を通じて保護者の方にも参加してもらっております。

来年度につきましては、現在、新型コロナウイルスが収まってない状況であります。感染防止対策を取った上で実施したいと考えております。来年度の開催日は6月7日に決まっておりますが、今後の感染拡大状況によりまして、周知につきましては、同じく学校だより等を通じて行いたいというふうに考えております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 6月7日と言いましたか。

澤教育委員会事務局教育次長 はい、6月7日です。

坂原委員 会場が体育館ですし、別に密にならないと思うんですよ。

もちろん、対策取らないといけませんけど、参加していたのが町内の3小学校の6年生全員と保護者数人でしたね、結局。

これを、保護者にもっとPRして参加してもらったらいと思うんですけど、町内の各種団体とか、例えば障がい者団体とか、そういうところにもどんどん積極的に言って参加してもらったらいと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

小川委員長 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 障がい者団体等のほうにも周知ということですが、前回も同じような形のご質問をお受けしましたが、福祉の担当課に確認しましたところ、現在、岬町において障がい者団体の活動がされてないと聞いております。

障がい者団体を通じてというのは難しいかも分かりませんが、何らかの形で同じような障がいを抱える方にも見ていただけるよう担当部局と考えていきたいと思っております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 これはぜひとも一人でも多くの人に見てもらいたいなと思って、しっかり取り組んでください。

この件はそれで結構です。

もう一つです。

167ページ、節2の給料です。一般職給5人となっております。

これは1名減となっていると思うんですけど、5人という内訳をお聞きしたいん

ですけど、分かりますか。

小川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 5名の内訳に関しましては、今現在、園長をされておられる再任用の職員1名と、担当の教諭4名の5名でございます。

去年と比べて1名減にしておりますのは、今回、早期退職で補正を挙げさせていただいてるもの1名が含まれております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 幼稚園で園長が今、再任用の園長ということでお聞きしたんですけど、やむなしでそうなるんでしょうけど、あまりよろしくないのかなと思うんですけど。

先のめどというのは立っているんでしょうか。近々代わる人材いますよとか。

小川委員長 古橋教育長。

古橋教育長 淡輪幼稚園の園長につきましては、委員ご指摘のとおり、今、再任用職員を園長としてまた頑張っているところでございます。

本来、園長につきましてはほかの園長以外の職員と年齢格差が非常に大きいものですから2年ほど前に次期園長を見据えて一定の年齢でかつ相当の経験のある方を雇用させていただいたんですが、残念ながら、先ほど廣田理事の答弁にもありましたように退職されたということで、計画がちょっと狂ったというところがございます。

今、次なる園長についてどのようにしていくかというのを今、検討しているところでございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 過去の新規職員の採用とか、過去から考えたと思うんですけど、たまたまこの世代の人が少なくなっているということなんですけどね、事情は分かります。

採用した人が今回退職されたということなんですけど、可能性として、例えばの話ですけど、今、幼稚園と保育所というのは、今までは所管別で、今も所管別ですけど、幼稚園と保育所を資格が別で幼稚園は文科省、保育所は厚労省ですけど、今は幼稚園と保育所、両方の資格を持っている人がいますよね。

そういう意味では、人事交流も幼稚園と保育所でもできるのと違うかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

小川委員長 古橋教育長。

古橋教育長 ご指摘のように、幼稚園免許、それと保育所の資格両方お持ちの方、ほとんどの方が持たれていると考えています。

ご指摘のように、人事交流、教育委員会部局と保育所については町長部局でございしますが、人事交流は一定可能かなと考えていますが、年齢構成上とかいろんな部分について検討が必要だと思いますので、これにつきましてははしあわせ創造部及び人事担当等も入れて、その中で検討していきたいと考えております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 子どもの教育に関わる大事なことです。現状、そういう事情があるのがあるとして、まずは改善できるように取り組んでいただきたいと思いますと思うんです。

今までは、幼稚園、保育所に壁がありましたけど、今は薄れてきているのかなと思うので、最大限、いろんな方法を通じて子どもを育てる環境、先生でもそうですよね、安定した環境で子どもをしっかりと育ててほしいと思うんですよね。

再任用の園長がよくないとか言ってるのでは決してないんです。今、再任用で園長されている方、その後もまた先生がないということなので、不安定ですよ。

その辺のところをしっかりとこれからも取り組んでいただきたいと思います。お願いします。

小川委員長 他にございませんか。

和田委員。

和田委員 1点だけ、157ページの委託料、12委託料のところ、PCBの廃棄物、前にも聞いたんですけど、簡単には取り除かれないと言ったんですけど、また今度出ているんですけど、これ、何年かかるのかな。

小川委員長 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 PCBの委託料につきましては、令和元年度に処分する予定でしたが、処分地のほうが混んでおまして、令和3年度に延期することになり、令和3年度当初予算に計上させてもらったものでございます。

小川委員長 和田委員。

和田委員 前にも同じようなことを言ったんですけど、延期したいということで。そやから、

それで言ったら、あと何年ぐらいかかるんやって。

小川委員長 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 前回、延期したのは文化センターの分で、令和2年度に処分が終わっております。

今学校所管のPCBにつきましては、来年度で全部処分が終わるということになっております。

小川委員長 和田委員。

和田委員 一応、予定としたら令和3年度中にいけるということですか。

これは人体には、人間には害はないということですか。

小川委員長 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 令和3年度で高濃度の部分については終わることになっております。

PCBは猛毒ですので、害はあります。

小川委員長 和田委員。

和田委員 どんなものですか、廃棄物で。

小川委員長 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 PCBといいますのは、電気製品の絶縁油として使われてたんですけれども、有害であるということで、特に有名なのはカネミ油症事件というのがありまして、そこからPCBが製造使用禁止となっております。

高濃度につきましては、令和3年まで、低濃度につきましては令和9年までに処分するということが法律で規定されております。

小川委員長 和田委員。

和田委員 悪いのは今年で、あとは9年、あと6年ほどかかるんですか。そんな何でかかるんって聞きたいな。

小川委員長 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 PCBは特殊な処分場で、国内の5か所でしか処分することができず、順番待ちみたいな形になっておりまして、登録して順番を待って、それで処分の手続をするという形になっております。

小川委員長 和田委員。

和田委員 もう1点だけ、人に害はないのかということですけど。

澤教育委員会事務局教育次長 先ほど言いましたように、猛毒ですので害はあります。

和田委員 早く処理してください。

小川委員長 暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 再開は1時からとします。

休憩いたします。

(午後 0時04分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

小川委員長 ただいまから総務文教委員会を再開します。

会議に入る前に、本日3月11日は東日本大震災の発生から10年目を迎えます。

未曾有の大震災において亡くなられた方、愛する家族を失われた方々に対し追悼の意を表するために、地震発生時刻の2時46分に黙祷の放送が流れますので、2時30分ごろに暫時休憩したいと思います。

皆様のご協力、ご理解をお願いします。

それでは、教育費に移ります。

質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 1点だけお聞きします。

179ページの下段から2段目の備品購入費です。給食センターの機械機器費ですけれども、4,439万1,000円という形で高額な金額が計上されておりますけれども、詳細をお願いしたいと思います。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 今のご質問にお答えさせていただきます。

4,439万1,000円は、岬中学校調理場と学校給食センターを統合するに伴い更新する機械機器でございます。

食器洗浄機及び食管洗浄機、蒸気ボイラー、給食配送車が当たります。

小川委員長 出口委員。

出口委員 今の3点については、もう既存の調理機は使えないのかな。もしくは配送車も

もう古いんですか。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 配送車につきましては、平成13年登録になっておりまして、20年経過しております。走行距離も15万キロを超えているものでございます。

修繕が重なっておりまして、中学校の給食も運ぶこととなりますので、それに  
応じた配送車を購入することいたします。

食器洗浄機なんですけれども、現在のものにつきましては、洗える食器の規格  
が決まっており、柔軟な対応ができないようになっております。

中学生の食器がまた別の規格になっておりますので、その洗浄機では洗浄でき  
ないということと、また経年劣化が激しく、故障などが多発している状態なんで  
す。部品等も今現在なくて、廃棄しているところから取って何とか修繕を行っ  
ているところです。

令和2年度につきましても、60万円ぐらいの修繕をしておりますので更新を  
して中学生の食器も洗えるようなもの、柔軟な対応が取れるようなものに更新さ  
せていただきます。

ボイラーにつきましては、このボイラーについても開設当初のものになってお  
りまして、2基のボイラーで、交互に稼働させております。

これも経年劣化が激しく修繕等を行っております。

現状では、小学生、幼稚園だけの給食を作っているのですが、中学生の給食が  
増えることで1,000食の調理をすることになります。となると、今のボイラ  
ーでは賄えないということで更新するものでございます。

小川委員長 出口委員。

出口委員 よく理解できました。

特に食器洗い機は衛生面が一番大事ですんで、どうぞすばらしいものを設置し  
てもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

小川委員長 道工委員。

道工委員 たくさんいろいろ質問させていただく予定してたんですが、時間制約もあるよ  
うですので、1点だけに絞らせていただいております。

171ページの負担金、補助及び交付金のところの国指定重要文化財の修復補  
助金、175万7,000円組んでいただいておりますけれども、多分、私も見せて

いただいているんですが、多奈川の興善寺さんの分だと思います。

3体の本当に重要な文化財がございますけども、この辺の虫食っていっぱい穴が空いているとかいうことで、檀家挙げていろいろ修理のことについては協議しているようですけども、町がどこまで応援できるのか。

聞くところによると、国のほうは85%の補助をいただけるとは聞いているんですけども、総額でどのぐらい要るのか、約1億円ぐらいとは聞いているんですけども、どこまで町として応援できるのか。

これもまた四、五年の長い年月修復するのにかかるようですので、その辺の予算の取り方とか、その辺がもし分かっておれば教えてください。

小川委員長 小川副理事。

小川教育委員会事務局副理事 道工議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

ほぼ内容的にお話しいただいたかなと思うんですが、まさに対象が、どこに補助をするかと言いますと興善寺です。

興善寺には大正4年8月10日に指定をされた重要文化財が3体ございます。大日、そして釈迦、薬師如来の座像がございまして、直近では大正10年に修復をしてから、ずっとこの間、長い間そのままにしておりまして、虫が食ったり、本堂の雨漏りによる劣化の著しい影響がございまして、町並びに興善寺のほう为国に対して最近かなりの要望を出させていただきました。

去年の11月に、日本で唯一仏像を修復する美術院で修復の計画を立てていただくのと、それに対する経費を見積もりをいただきまして、それを文化庁に届けました。

大阪府文化財保護課と文化庁との協議の上、令和3年度から事業を開始するという文化庁の報告はいただきました。

ただ、まだ正式に事業計画に対する令和3年度からやるということだけでございましたので、内示額も、私どもの試算で85%ですけど、正式には85%という数字は今のところございません。

美術院の補修計画ですが4年間の事業で、全体経費が6,133万円程度なんですけど、4年間の計画ですので、令和3年度は興善寺から仏像を出して、今のところ、計画では京都博物館のほうで修復をして4年後に戻すということで、今年度については1,990万円程度の全体経費なんですけど、そのうちの85%と仮

定をしまして、興善寺の負担額が351万2,000円程度になってございます。

私どもの法的な根拠といたしましては、文化財保護法の第3条にございます政府及び地方公共団体の任務というのがございまして、その中ではいわゆる指定文化財の保存が適切に行われるように徹底に努めなさいよということで、それに対して国も補助金を出すし、当該の岬町としても興善寺に応分の額の補助をしていくということでございます。

この計画が具体化した後に、興善寺のほうも町長宛に要望書もご提出をいただいてまして、我々の考えからしたら、興善寺の負担する額のいわゆる半額程度、ちょうど半額を計上させていただきました。

ただ、今、京都博物館のほうで修復をする予定ですが、これが九州の博物館になったり、奈良の博物館になったりということで状況が変わる恐れがあります。

それによって、内示額、あるいは全体の経費が変わってきますので、今のところは単年度の予定される計画に対する助成ということでさせていただいております。

小川委員長 道工委員。

道工委員 今、小川副理事から説明いただきました。本当にご苦勞ですけれども、大事な国の指定の重要文化財だと思いますので、その辺の保存しっかりできるように、一つ応援を町を挙げてやってあげていただきたいなど。

少し心配するのは、この3体の仏像を出すのに、裏側の建物をつぶさなあかんということも聞いてます。

というのは、普通のフロアからどんと落として仏像3体置いてますよね。そうすると出せないということで、この辺の建物を仮に潰してまた修復せないかん。また、雨漏りもあるというようなところ辺の処理については町としても幾らか見てやることができるのかどうか、その辺をお聞かせいただけますか。

小川委員長 小川副理事。

小川教育委員会事務局副理事 まず、仏像を出す経費については、単年度の経費の中にまずは入ってるということをご報告させていただきます。

あと、雨漏りの修復なんですけど、実際のところ重要文化財は仏像に限るものがございます。

本堂につきましては、江戸年間に再構築されたもので、大阪府あるいは国の指

定文化財ではございません。

ただ、この重要文化財を良好に保管する補助金がございますが、それが本堂の修復する全体計画のうちの仏像を安置するための占有率というのがございます。いわゆる防災的な補助金と言いますけれども、これは、恐らく2年、3年後ぐらいに補助金を活用して興善寺がやるものと思っています。

今回、資料は出してませんが、全体経費が4,000万円が国庫補助の上限になっておりますが、その応分の恐らく85%になると思っていますけど、これが興善寺の負担額になります。

ただ、全体の経費が4,000万円アップですけれど、4,000万円以上になるかどうかというのは、まだ基本設計をしておりませんので、その辺、興善寺の負担額が増加する場合もございます。

この辺につきましては、先ほども申しましたように、法的な部分での責務として応分の額をこれから検討していきたいというふうに思います。

小川委員長 道工委員。

道工委員 本当に大事な仏像ですから、ぜひとも守って上げるように町を挙げてお願いしたいと思います。

それと、参考までに山門もすばらしい山門ですよ。あれの扱いはどうなるんですか。

小川委員長 小川副理事。

小川教育委員会事務局副理事 山門につきましては指定文化財ではございません。

ただ、興善寺の本山でございます延暦寺が保険を掛けてまして、2年前の災害で一定の保険の金額が下りてきてございますので、興善寺が計画の中で修繕するものと考えております。

小川委員長 道工委員。

道工委員 よろしく願いしておきます。

小川委員長 他にございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点だけお聞きいたします。

予算書161ページの節17、備品購入費、この中の教材用備品購入費とありますけれども、これは学力向上チャレンジアップ事業のことになるんですか。

違うのかな。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 教材用備品購入費につきましては、教材費としまして百葉箱、図工乾燥棚、紅白玉など、授業に関するような備品を購入しております。

また、学校間の小小連携で、多奈川小学校、深日小学校における授業に関する備品を計上させていただいております。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 別の資料いただいた中の令和3年度の予算説明資料というのをいただいた中の、学力向上チャレンジアップ事業拡充の部分とあるんですけども、これというのほどの部分になりますか。

小川委員長 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 予算書の157ページ、節13使用料及び賃借料の中で、指導課教育用ソフト使用料というのがございます。そちらのほうになっております。

これまでのチャレンジアップ事業では紙媒体でプリントを印刷して児童に配布しておったんですけど、今回、GIGAスクール構想の推進によりまして、タブレットドリルを利用しまして、1人1台の端末からログインしてパソコン上で問題を解いていくために、今回、こちらの教育用ソフトウェア使用料ということで計上させてもらってます。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 この事業は継続でなってると思うんですけど、何年から始められてるんですか。

小川委員長 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 詳しくは、今、手持ちがないんですけども、最初、単年事業でスタートしたんですけど、継続でしておりますので、多分、5年か6年前かと思うんですけど、調べまして、また報告させていただきます。

小川委員長 それは後でいいですか。

奥野委員。

奥野委員 ここ数年というふうにお聞きしたんですけども、それを個々にやっていただくということで、当然、名前のごとく学力が向上しているかと思えますけれど、その辺の成果はいかがでございますか。

小川委員長 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 毎年学力テストとか実施しておりますけれど、一定の効果を上げているところでございます。

小川委員長 具体的な効果は。前年度比とか、前々年度比とか、そういうことを質問して  
と思うんですけども。

澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 令和2年度につきましては、コロナの関係で実施してない  
んですけども、平成31年度の調査報告書では、国語につきましては岬町は全  
国平均を上回るような成績を上げておりますし、小学校につきましても岬町につ  
きましては大阪平均を上回るような成績を上げております。

小川委員長 奥野委員。

奥野委員 さらに継続してやっていただいて、ますます学力が上がるように、よろしくお  
願いいたします。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 1点、確認をお願いします。

予算書の157ページです。

節18、負担金、補助及び交付金の中で、JETプログラム参加負担金とあり  
ます。これは、新規事業かと思うのですが、内容の確認をよろしくをお願いします。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 JETプログラム参加負担金につきましては、自治体国際化協会から、  
外国語指導助手として派遣されております。

これは新規事業ではなくて、以前から行っているものでございます。

その内容としましては、そこが企画するJETプログラムですね、そこに参加  
し、外国語指導助手が質の向上を図るための研修費の負担金となります。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 この事業とまた別なのかどうか分かりませんが、ALTってございますよね。

その先生とこのプロジェクトとの関わりはどうなってるのでしょうか。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 外国語指導助手はALTです。ALTがこのプログラムに参加して研  
修を受けてるということになっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 このプログラムで派遣されてきてる人が学校の語学授業を担当しているということ  
ことでよろしいですか。

小川委員長 よろしいですか、松井課長。

松井学校教育課長 おっしゃるとおりです。

小川委員長 他にございませんか。

澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 先ほどのチャレンジアップ事業の実施年度ですけれど、平成26年度から実施しております。

小川委員長 他にございませんね。

これで教育費について質疑を終わります。

続いて、公債費に入ります。

予算書の180ページから181ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで公債費についての質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

予算書の182ページから183ページをご覧ください。

ただし、目4海釣り公園管理基金費、目5多奈川地区多目的公園管理基金費、目7森林公園管理基金費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、予備費に入ります。

予算書の182ページ、183ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで予備費の質疑について終わります。

以上で、一般会計歳出についての質疑を終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、議案第6号のうち本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第12号、令和3年度岬町淡輪財産区特別会計予算についてから議案第14号、令和3年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの3件を一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小川委員長 異議なしと認めます。

それでは、議案第12号から議案第14号までの3件を一括議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。

予算書の348ページから398ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで3件についての質疑を終わります。

続いて、議案第12号「令和3年度岬町淡輪財産区特別会計予算について」の討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、議案第12号は本委員会において可決されました。

続いて、議案第13号「令和3年度岬町深日財産区特別会計予算について」の討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり可決する方の賛成の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、議案第13号は本委員会において可決されました。

続いて、議案第14号「令和3年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」の討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。

よって、議案第14号は本委員会において可決されました。

議案第15号「岬情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定につ

いて」議題とします。

本件について本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したい  
と思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めま  
す。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。

よって、議案第15号は本委員会において可決されました。

議案第16号「岬町税条例の一部改正について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略した  
いと思います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めま  
す。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、議案第16号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案第8件について全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入りますが、その他で本委員会の所管事項で何かございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 なければ、本日の審議経過並び結果について、次の本会議において委員長報告を行います。

委員の皆様方、ご協力お願いします。

これで総務委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後 1時32分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記  
するため、ここに署名する。

令和3年3月11日

岬町議会

委 員 長 小 川 日 出 夫